

2. 事業の目的と概要	
(1) 事業概要	本事業は、ネパール・ムグ郡における事業対象の公立小中学校において、水衛生環境を整備することを目的とする。 ネパールの小中学校では、水衛生設備や衛生教育の欠如を要因とし、生徒の安全な水衛生環境へのアクセスや適切な衛生行動の不足が課題となっているケースがある。 以上より、本事業では、主に水衛生設備の整備・維持管理能力強化、および衛生啓発の実施を通じ、事業対象の小中学校における生徒が衛生的な環境のもとで教育を受けられる機会の提供を目指す。 The purpose of this project is to improve water hygiene environment at targeted public elementary and junior high schools in Mugu District, Nepal. In the schools in Nepal, there are some cases where insufficient water hygiene facilities education cause issues such as lack of access to proper hygiene and appropriate hygiene behavior. Based on the above, the main activities of this project are construction of water supply & sanitation facilities and providing hygiene education. Through these activities, this project aims to improve environmental sanitation of school children.
(2) 事業の必要性と背景	(ア) 事業実施国における一般的な開発ニーズ ネパールでは、2022 年までにすべての子どもとその家族が、安全かつ持続的な飲料水と衛生サービスへの平等なアクセスを実現することが目的として掲げられており、WASH (基本的な水と衛生、Water Sanitation and Hygiene) へのアクセス向上が国の重要施策とされている。ネパールは、国を挙げた WASH 普及プログラムの一環として、学校教育を通じた水衛生環境改善を目指す” WASH in Schools ” の展開を図っており、学校コミュニティにおける衛生設備の整備や適切な衛生教育の普及を目指している。しかしながら、同国の学校における水供給設備の普及率は 47%にとどまっており、近隣のアジア諸国と比較して低い値を示している (WHO, 2018)。さらに学校における衛生教育は十分でなく、ネパール政府は「学校セクター開発計画 2016-2023」において、子どもが適切な衛生行動を行えるよう衛生教育の強化を図るとしている。 水衛生サービスへのアクセスは、山岳地域では特に課題とされる。山岳地域の一つであるカルナリ・プラデーシュ州は、交通アクセスが悪いことなどを理由に、水衛生設備の供給率が国内で最も低い (Budhathoki, 2019)。本事業の対象地であるムグ郡はこのカルナリ・プラデーシュ州に位置し、水衛生サービスへのアクセスに課題を抱えている。 (イ) 事業内容の背景 本事業対象地のムグ郡は、ネパール中西部の山岳地帯に位置する。

ニーズの高さ・緊急性、活動成果の波及規模を総合的に判断し、当地を事業地として選定した。2019 年 12 月および 2020 年 6 月に、現地状況を把握するため、現地提携団体の Karnali Poverty Abetment & Development Forum を通じて事前調査を実施し、本事業対象の公立小中学校 31 校に対しインタビュー調査を行った。調査は、本案件形成に必要な情報を収集することを目的として実施した。対象 31 校を下表に示す。

1	Dudhe Basic School
2	Shree Himodaya Lower Secondary School
3	Shree Karnali Secondary School
4	Shree Mahakali Model Secondary School
5	Shree Masta Basic School
6	Shree Nepal Rashtriya Min Basic School
7	Shree Nepal Rashtriya Basic School
8	Nepal Rashtriya Secondary School
9	Shree Prabhat Secondary School
10	Shree Prakash Secondary School
11	Shree Sarswati Basic School
12	Shree Basic School
13	Shree Nepal Rashtriya Basic School
14	Chhayanath Chhetra Basic School
15	Saraswati Basic School
16	Balshiksha secondary School
17	Janajagaran Secondary School
18	Masta Basic School
19	Panchodaya secondary School
20	Sarbodaya secondary School
21	Kalika Ma Vi School
22	Lokapriya Ma Vi School
23	Mahadev Masta Secondary School
24	Bhawani Secondary School
25	Jagatmala secondary School
26	Janajwoti Basic School
27	Shree Mahadev Lower Secondary School
28	Shree Nepal National Secondary School
29	Shree Rara Secondary School
30	Yubabarsha basic School
31	Guru Ma Vi School

調査より、主に以下の点が明らかとなった。

(1) 飲料水供給設備について

すべての学校に十分な数の飲料水供給設備が備わっていない。

(2) トイレについて

すべての学校が、生徒数に対して十分な数の男女別のトイレを備えていない。

	(3) 手洗い設備について 8 割以上の学校に手洗い設備がなく、十分な数の石鹸が備わっていない。 (4) ゴミ処分設備について すべての学校が、適切な焼却機能を備えたゴミ処分設備を有しておらず、ゴミの焼却時に発生する灰や有害物質の処理が不十分である。 (5) 衛生教育について 9 割の学校が適切な衛生教育を定期的に行っていない。また、すべての学校が月経教育を実施していない。 (6) 水衛生管理体制について 8 割以上の学校が、学校関係者や保護者から成る水衛生委員会を設置しておらず、学校における水衛生設備管理体制が確立されていない。また、9 割の学校が水衛生設備管理・衛生啓発活動実施計画を有していない。さらに、すべての学校が、学校周辺住民から成る飲料水供給設備管理委員会を設置しておらず、周辺住民による学校の水供給設備の利用・管理体制が構築されていない。 【調査結果の考察】 本事業の対象である小中学校は、特にインフラの恩恵を受けにくい山岳地域に位置し、水衛生設備の整備が不十分である。安全な飲料水と衛生的なトイレの利用は子どもたちの健康を守り、教育環境の基盤を整備するうえで不可欠であるため、水衛生設備の整備は早急に取り組むべき課題である。また、ハード面だけでなく、ソフト面から衛生環境を充足させることが求められる。水衛生システムの管理主体となる水衛生委員会および水衛生設備管理・衛生啓発活動実施計画を各学校に整備することにより、水衛生システムが学校コミュニティにより継続的に運営される体制を構築することが必要である。また、適切な手洗いの実施や月経に関する知識の啓発等により生徒の衛生行動・意識を改善することが求められる。特に月経に関する教育は著しく不足しており、SDGs でも示唆されているジェンダー平等の実現や女子教育推進などの観点から、月経教育啓発に取り組む必要性は高いと言える。 ●「持続可能な開発目標 (SDGs)」との関連性 ・ 目標 5「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」 ターゲット：「5.1 あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。」 ・ 目標 6「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」 ターゲット：「6.1 2030 年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。」「6.2 2030 年までに、全ての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女児、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。」「6.b 水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミ
--	---

	ユニティの参加を支援・強化する。」				
	ジェンダー平等	環境援助	参加型開発／ 良い統治	貿易開発	母子保健
	1:重要目標	0:目標外	0:目標外	0:目標外	0:目標外
	栄養	障害者	生物多様性	気候変動（緩和）	気候変動（適応）
	0:目標外	0:目標外	0:目標外	0:目標外	0:目標外
参照 1 : https://one.oecd.org/document/DCD/DAC/STAT(2018)9/ADD2/FINAL/en/pdf (43ページ～) 参照 2 (防災, 栄養, 障害者は以下を参照。) https://one.oecd.org/document/DCD/DAC/STAT(2018)52/en/pdf (6ページ～)					
●外務省の国別開発協力方針との関連性 本事業は、ネパールの学校における水衛生環境の改善を通じ、貧困削減に不可欠な教育環境の整備に寄与する。対ネパール連邦民主共和国 国別開発協力方針において、重点分野の一つに「貧困削減及び生活の質の向上」が掲げられていることから、当事業の内容は本方針に沿うものである。					
(3) 上位目標	ムグ郡における事業対象の小中学校 31 校の就学児童・生徒が、改善された水と衛生への持続的アクセスを得ることにより、衛生的な環境のもとで学校教育を受けられるようになる。				
(4) プロジェクト目標 (今期事業達成目標)	ムグ郡における事業対象の小中学校 31 校において、安全な水衛生設備および設備管理組織が整備され、生徒・保護者・周辺住民の衛生行動が改善される。 対象生徒が安全な水衛生設備および衛生教育にアクセスできるようになる。				
(5) 活動内容	対象となる小中学校において下記の活動を実施する。活動期間は3年間とする。 ■1 年次より開始する活動■ 活動 1 : 水衛生設備を整備する。 1-1 水衛生設備を建設する。[1～3 年次] 1-1-1 飲料水供給設備を建設する。 生徒および対象校の周辺住民が安全な飲料水を得られるよう、各校に飲料水供給設備を建設する。当設備は、既存の湧水をタンクに貯め、タンクからパイプ・水栓を通して水を供給する仕組みを有する。また、取水する原水に不純物が混ざるリスクを排除するため、ろ過器（バイオ・サンド・フィルター）を設置する。ろ過器の設置により浄水能力を高め、より飲用に適した水質を確保す				

る。

1-1-2 トイレを建設する。

各校に男女別トイレを建設し、ジェンダーに配慮した衛生環境を整備する。建設数について、各校に男女別トイレを各1棟ずつ建設し、各棟につき3基（和式2基・洋式1基）、男女計6基のトイレを整備する。建設するトイレは排水設備を有しており、手洗い場が内設する。また、スロープや手すりが整備されたバリアフリー構造とする。なお、これらの仕様は、ネパール教育省の建設規格に準拠している。

1-1-3 ゴミ処分設備を整備する。

清潔な環境が保たれるよう、各校にゴミ処分設備を整備する。当設備の建設により、学校で排出されるゴミの適切な分別貯留・焼却処分がなされる。

各事業年次における水衛生設備の建設対象校数は下表のとおりである。

	1 年次	2 年次	3 年次
飲料水供給設備（各校1基）			
トイレ（各校男子用・女子用 各3基）	11 校	13 校	7 校
ゴミ処分設備（各校1基）			

建設工事の着手前に、建設作業を行う人員に対し、飲料水供給設備・トイレ・ゴミ処分設備の建設技術習得のためのトレーニングを実施する。トレーニングは、地方行政との協働により7日間実施する。なお、トレーニング参加者の飲食費、文房具費、交通費は参加者自己負担とせず、支給することにより、経済的理由等からトレーニングに参加できない者が出ることを防ぐ。

1-2 水質検査を実施する。[1～3 年次]

飲料水供給設備から得られる水の安全性を確認するため、設備建設中から水質検査を定期的実施する。検査にはフィールドキットを用い、学校関係者および地方行政との協働により各飲料水供給設備につき建設中に一度、建設後は6か月に一度行う。

上記設備の建設期間中は現地スタッフが一週間に二度現場を訪問し、施工進捗状況の把握と管理にあたり、建設工事の円滑な実施に努める。また、支援対象校の代表者と覚書を締結し、建設期間中の安全管理に関する協力を取り付ける。

活動2：水衛生設備の維持管理能力向上を図る。

2-1 水衛生委員会を組織し、水衛生設備管理にかかる組織能力を強化する。

2-1-1 住民や保護者、教師7～10人のメンバーから構成される水衛生委員会1グループを、31校それぞれに設立する。当委員会が主体となり、学校における水衛生設備管理・衛生啓発活動実施計画を策定するよう支援する。[1 年

次]

2-1-2 水衛生委員会が水衛生設備（飲料水供給設備・トイレ・ゴミ処分設備）の簡易的なメンテナンスを行えるよう、トレーニングを実施する。[1～3 年次]

トレーニングは事業スタッフが、各水衛生委員会につき年に 2 回行う。なお、トレーニング参加者の飲食費、文房具費は参加者自己負担とせず、支給することにより、経済的理由等からトレーニングに参加できない者が出ることを防ぐ。

2-2 飲料水供給設備管理委員会をコミュニティに組織し、飲料水供給設備のメンテナンス方法を指導する。[1～3 年次]

対象校に建設された飲料水供給設備は周辺コミュニティの住民も使用することから、当該設備の簡易的なメンテナンスを担う委員会を対象のコミュニティに組織する。委員会は対象校の所在する 3 地域に各 3 つ（計 9 つ）組織し、メンテナンス方法の指導は各委員会につき 10 人のメンバーに対し、事業スタッフが年に一度行う。メンテナンス方法指導は半日以上を要するため参加者に飲食費を支給し、トレーニングへの始終の参加を徹底させる。

飲料水供給設備のメンテナンスは当委員会および前出の水衛生委員会が行うが、飲料水供給設備管理委員会は、原水の場所から学校までの学校敷地外に敷設されるパイプ等のメンテナンスを行い、水衛生委員会は、学校敷地内の設備のメンテナンスを行うことで、両者の役割を棲み分ける計画である。なお、メンテナンスにかかる費用は地方行政が担保することが求められるため、学校や住民による負担はない。

活動 3：対象校の月経衛生対処能力を向上させる。

3-1 月経衛生設備・備品を整備する。[1～3 年次]

月経に伴う体調不良やトラブルに対処できる環境を整備するため、対象 31 校にベッドと担架を各 1 台、月経衛生用品として使い捨てナプキンを各校につき 100 パック、ショーツを各校につき 10 枚、月経衛生用品を保管する棚を各校につき 2 台供与する。また、2 年次以降は各校に対し、1 年次供与数と同数の月経衛生用品を補充する。

活動 4 衛生啓発を実施する。

4-1 衛生啓発に関する掲示物を設置する。[1 年次]

適切な手洗い方法や清潔衛生習慣に関するポスター等の掲示物を校内に設置することにより、生徒が視覚的に衛生知識を習得できるようにする。

4-2 教師への衛生教育トレーニングを実施する。[1～3 年次]

4-2-1 教師が生徒に対し適切な衛生教育を施せるようトレーニングを実施する。

トレーニングの主な目的は、公衆衛生・月経対処に関す

る知識の教授や、水衛生環境整備の効果・水衛生環境保持における教師の役割の啓発である。

地方行政と当団体の協働により3日間のトレーニングを年に2回実施する。各回につき各校一名の教師が参加することとし、計62名の教師がトレーニングを受ける。また、6か月に一度当団体スタッフがフォローアップのトレーニングを行うとともに、教師が当団体スタッフの指導のもと生徒へ衛生教育を施せるよう支援する。なお、トレーニング参加者の交通費、飲食費、文房具費は参加者自己負担とせず、支給することにより、経済的理由等からトレーニングに参加できない者が出ることを防ぐ。

4-2-2 教師が生徒へ衛生教育を実施する。

トレーニングを受けた教師が、実際に生徒へ衛生教育を行う。その際、生徒が衛生行動を実践的に習得できるよう、衛生備品として爪切り、石鹸、歯ブラシ、歯磨き粉各一個を各生徒に年に一度配布する。生徒への衛生教育は、各校2か月に一度実施する。

4-3 衛生啓発キャンペーンを実施する。

参加型・体験型のキャンペーンを開催することにより、受益者が衛生知識を主体的に体得することを目的とする。受益者は、衛生意識を向上させる内容の演劇やクイズ、標語作成に参加する。なお、参加者の飲食費、文房具費は参加者自己負担とせず、支給することにより、経済的理由等から本イベントに参加できない者が出ることを防ぐ。

4-3-1 a) 生徒を対象とした衛生啓発キャンペーンを開催する。

[1～3 年次]

世界トイレの日、世界水の日、月経衛生の日等の衛生啓発に関連する国際デーに合わせて毎年実施することにより、生徒らの衛生意識向上に対する動機づけを促す。キャンペーンは全生徒を対象に、各校につき年に一度実施する。

b) 水衛生委員会が衛生啓発キャンペーンを主催することを目的とし、キャンペーン実施指導を行う。[1～2 年次]

指導は事業スタッフが各水衛生委員会につき2度、キャンペーン開催前に実施する。なお、参加者の飲食費、文房具費は参加者自己負担とせず、支給することにより、経済的理由等から本指導に参加できない者が出ることを防ぐ。

4-3-2 学校周辺コミュニティの住民を対象とした衛生啓発キャンペーンを開催する。[1～3 年次]

対象校の周辺コミュニティの衛生意識向上を目的とし、手洗いの実演等実践的な内容を核とした衛生啓発イベントを各校につき毎年一度開催する。対象者数は各校につき100人とする。

4-4 チャイルド・クラブによる衛生啓発活動を促進させる。[1～3 年次]

学校の水衛生環境の保全に貢献することを目的とした生徒 30 名によるチームを、各校のチャイルド・クラブの中に組織する。チームの一員となった生徒は、演劇による実演等を通じ水衛生設備の清潔な利用や校内の美化等の促進を率先して他生徒に促すとともに、校内の水衛生環境の状況を定期的に教師に報告する役割を担う。チャイルド・クラブのメンバーが適切な衛生知識を習得するため、各校につき年に一度 2 日間のトレーニングを事業スタッフが行う。なお、トレーニング参加者の飲食費、文房具費は参加者自己負担とせず、支給することにより、経済的理由等からトレーニングに参加できない者が出ることを防ぐ。

4-5 生徒の保護者の衛生意識を向上させる。[1～3 年次]

4-5-1 既存の保護者委員会である SMC(School Management Committee)および PTA が学校における水衛生環境改善および衛生啓発促進の一端を担うことを目的とし、水衛生環境の整備と適切な衛生行動の重要性に対する理解が促進するためのトレーニングを事業スタッフが行う。トレーニングは各学校保護者会のメンバー 15 名に対し年に一度行う。なお、トレーニング参加者の飲食費、文房具費は参加者自己負担とせず、支給することにより、経済的理由等からトレーニングに参加できない者が出ることを防ぐ。

4-5-2 生徒と保護者を対象とした衛生セミナーを開催する。

子どもの適切な衛生行動の定着に対し保護者が当事者意識を持つことを目的とし、適切な衛生行動の重要性および習慣づけに対する子どもへのサポートを促す内容のセミナーを事業スタッフが開催する。対象の保護者数は各校につき 30 名とし、各校につき年に 4 回実施する。なお、セミナー参加者の飲食費は参加者自己負担とせず、支給することにより、経済的理由等からセミナーに参加できない者が出ることを防ぐ。

活動 5：学校の水衛生環境管理にかかる地方行政の能力向上を図る。

5-1 水衛生委員会と地方行政による定期ミーティングを実施する。 [1～3 年次]

学校における水衛生環境の課題を共有し、改善策を協議することを目的とし、水衛生委員会と地方行政による会議の実施を支援する。会議は初年次は年に一度、2 年次以降は 6 か月に一度実施する。

5-2 学校における水衛生備品の補充にかかる予算確保に関して協議するため、地方行政との定期ミーティングを 3 か月に一度実施する。[1～3 年次]

	■2 年次より開始する活動■ <u>活動 3：対象校の月経衛生対処能力を向上させる。</u> 3-2 女子生徒に対し布ナプキンの縫製方法を指導する。[2～3 年次] 対象地域は地理的環境により使い捨てナプキンを入手しづらいため、女子生徒に布ナプキンの縫製方法を指導する。指導は事業スタッフで指導経験の有する者が行い、各校につき 80 人の適齢の女子生徒に対し、各校において 2 日間実施する。また、指導方法享受のため、女子生徒への指導時には各校 2 名の教師が同席する。 <u>活動 4：衛生啓発を実施する。</u> 4-2-3 学校主体の衛生教育実施を支援する。[2～3 年次] 前年開始の活動 4-2 で衛生教育トレーニングを受けた教師が主導して生徒へ衛生教育を施せるよう支援する。1 年次と同様に各校につき 2 か月に一度衛生啓発に関する授業を行うが、授業計画・要領はすべて教師主体で作成するとともに、実際の授業も教師が主導で実施することとする。事業スタッフは授業内容に対する臨機のサポートおよびフィードバックを提供する。 ■3 年次より開始する活動■ <u>活動 4：衛生啓発を実施する。</u> 4-3 衛生啓発キャンペーンを実施する。 4-3-1 c) 1-2 年目の活動 4-3-1 b) で指導を受けた水衛生委員会が主導して衛生啓発キャンペーンを開催できるよう支援する。キャンペーンの主催者として、実施内容の決定から開催までの一連の工程を水衛生委員会が担うこととし、事業スタッフは臨機のサポートおよびフィードバックを提供する。 <u>活動 5：学校の水衛生環境管理にかかる地方行政の能力向上を図る。</u> 5-3 建設された水衛生設備の定期的な設備点検が行われるよう、政府による設備モニタリング体制の強化を図る。 水衛生設備の点検箇所および点検頻度を取り決めることを目的とし、地方行政との協議を 3 か月に一度実施する。また、地方行政関係者同行の上、実際の設備点検を 6 か月に一度実施する。 直接裨益人口：対象の小中学校 31 校における生徒、教師、保護者、コミュニティ住民約 14,300 人 間接裨益人口：対象の小中学校 31 校における教師、生徒の家族、周辺住民約 102,000 人
--	---

(6) 期待される成果と成果を測る指標	<1 年次> 成果 1 : 事業対象の小中学校 11 校において水衛生設備が整備され、受益者の安全な水衛生サービスへのアクセスが向上する。 【指標】 11 校の生徒が安全な飲料水、トイレ、ゴミ処分設備を利用できるようになる。(確認方法：学校への聞き取り調査) 成果 2 : 学校における水衛生設備の維持管理体制基盤が構築される。 【指標】 ①対象 31 校の水衛生委員会およびコミュニティ住民から成る飲料水供給設備管理委員会が、水衛生設備のメンテナンス方法の習得度合いを測るテストで 80%以上(※) 正答する。(確認方法：メンテナンス方法習得状況確認テスト) ※最低限習得していなければならない知識があるといえる合否ラインを 100 点満点中の 80 点に設定して試験を作成するため、当数値を設定した。 ②対象 31 校において水衛生設備管理・衛生啓発活動実施計画が作成される。(確認方法：水衛生委員会への聞き取り調査) 成果 3 : 対象校における月経衛生環境が改善する。 【指標】 対象 31 校のすべての女子生徒が、アンケート調査で「学校で月経衛生設備・備品を利用したいときに利用できるようになった」と回答する。(確認方法：女子生徒へのアンケート調査) 成果 4 : 衛生教育の質の改善および生徒の衛生意識の強化がなされる。 【指標】 ①対象校のトレーニングを受けたすべての教師が、衛生教育方法の習得度合いを測るテストで 80%以上(※) 正答する。(確認方法：習得状況確認テスト) ※最低限習得していなければならない知識があるといえる合否ラインを 100 点満点中の 80 点に設定して試験を作成するため、当数値を設定した。 ②生徒の一日の手洗いの回数が衛生啓発キャンペーンの実施前と比較して 30%以上増加する。(確認方法：手洗い回数チェックリスト) 成果 5 : 水衛生委員会と地方行政の連携体制が強化される。 【指標】 水衛生委員会と地方行政による協議が年に一度実施され、学校における水衛生設備管理に関する報告や要請がなされる。(確認方法：水衛生委員会・地方行政への聞き取り調査) <2 年次> ※2 年次以降に水衛生設備の建設が行われる対象校については、前
----------------------------	--

年までに建設が完了した他校の設備を使用して維持管理トレーニングを行うなどの対応をとる予定である。

成果 1：事業対象の小中学校 13 校において水衛生設備が整備され、受益者の安全な水衛生サービスへのアクセスが向上する。

【指標】

13 校の生徒が安全な飲料水、トイレ、ゴミ処分設備を利用できるようになる。(確認方法：学校への聞き取り調査)

成果 2：学校における水衛生設備の維持管理能力が改善される。

【指標】

水衛生委員会およびコミュニティの飲料水供給設備管理委員会による簡易的なメンテナンスが 3 か月に一度行われる。(確認方法：学校への聞き取り調査)

成果 3：女子生徒が月経に伴う問題に自らで対処できる方法を身につける。

【指標】

対象のすべての女子生徒が、布ナプキンの正しい縫製方法の習得度合いを測るテストで 80%以上(※) 正答する。(確認方法：習得状況確認テスト)

※最低限習得していなければならない知識があるといえる合否ラインを 100 点満点中の 80 点に設定して試験を作成するため、当数値を設定した。

成果 4：学校主導による適切な衛生教育が普及する。

【指標】

教師主体の衛生教育が施され、生徒の衛生に関する知識レベルが前年より 30%以上(※) 向上する。(確認方法：生徒に対する知識習得状況確認テスト)

※当団体の現地アライアンス団体による研修実施経験から知識向上率を想定し、当数値を設定した。

成果 5：学校の水衛生設備管理にかかる地方行政の協力体制が強化される。

【指標】

水衛生設備管理に関する学校からの支援要請への地方行政の対応頻度が、事業開始時より増加する。(確認方法：学校への聞き取り調査)

<3 年次>

成果 1：事業対象の小中学校において水衛生設備が整備され、受益者の安全な水衛生サービスへのアクセスが向上する。

【指標】

① 7 校の生徒が安全な飲料水、トイレ、ゴミ処分設備を利用できるようになる。(確認方法：学校への聞き取り調査)

② 対象 31 校の生徒が安全な水衛生設備を利用できるようになり、水因性疾病によるひと月あたりの欠席日数が事業開始時より減

	少する。(確認方法：生徒へのアンケート調査) 成果 2：学校における水衛生設備の維持管理能力が強化される。 【指標】 水衛生委員会およびコミュニティの飲料水供給設備管理委員会により水衛生設備が適切に維持管理され、簡易的な故障が原因で水衛生設備を使用できない期間が月に 3 日以内となる。(確認方法：学校への聞き取り調査) 成果 3：対象校における月経衛生環境が改善する。 【指標】 ①月経教育が学校の衛生教育カリキュラムに組み込まれ、視覚教材およびトレーニングを受けた教師からの教育を受けることにより、月経についての理解度を測るテストで女子生徒の正答率が 80%以上(※)となる。(確認方法：学校への聞き取り調査・女子生徒への理解度確認テスト) ※最低限習得していなければならない知識があるといえる合否ラインを 100 点満点中の 80 点に設定して試験を作成するため、当数値を設定した。 ②月経に伴う問題を要因とするひと月あたりの女子生徒の欠席日数が事業開始時より減少する。(確認方法：女子生徒へのアンケート調査) 成果 4：学校コミュニティにおいて衛生教育が普及し、裨益者の衛生行動が改善する。 【指標】 トレーニングを受けた教師による衛生教育および衛生啓発キャンペーンの実施前後と比較して、石鹸を使用した適切な手洗いをトイレの使用後・食事前に実践する生徒の数が 70%(※) 増加する。(確認方法：生徒へのアンケート調査・手洗い回数チェックリスト) ※当団体の現地アライアンス団体による衛生啓発活動経験から向上率を想定し、当数値を設定した。 成果 5：学校の水衛生設備管理にかかる地方行政の能力が強化される。 【指標】 地方行政による水衛生設備の設備点検が定期的に行われ、メンテナンス不備による設備の故障頻度が事業開始時より減少する。(確認方法：学校への聞き取り調査)
(7) 持続発展性	(1) 学校コミュニティのみで適切な水衛生環境を維持できる。 水衛生設備の維持管理を担う組織体制を確立することに加え、学校コミュニティが水衛生設備の維持管理方法を習得・実践することにより、事業終了後も受益者が長年に渡り水衛生設備を利用できることが期待される。 (2) 衛生啓発が継続的に普及する。

	教師や水衛生委員会が正しい衛生啓発を提供できる能力を習得することで、事業終了後も衛生啓発活動が継続的に実施され、生徒のみならず彼らを取り巻くコミュニティ全体の衛生行動が改善することを目指す。 (3) 現地地方行政との協力体制が構築される。 地方行政との連携を強化し、啓発活動が学校コミュニティ全体に効率的に普及することを目指す。また、学校コミュニティのみでは対応が困難な設備の修繕などの問題が生じた場合に、地方行政に速やかに支援を求めることが可能な協力体制を構築する。さらに、水衛生備品や設備の維持管理費用は地方行政が負担することが求められるため、本事業では当費用にかかる予算の取り付けを地方行政に働きかけ、水衛生サービスが持続的に普及する体制の確立を目指す。
--	--